

令和8年第3回大玉村議会定例会会議録

第4日 令和8年6月19日（金曜日）

1. 応招（出席）議員は次のとおりである。

1 番 三 瓶 賢 一	2 番 欠 番	3 番 渡 邊 初 治
4 番 菅 原 貴 子	5 番 渡 邊 啓 子	6 番 斎 藤 信 一
7 番 松 本 昇	8 番 本 多 保 夫	9 番 佐 原 佐 百合
10 番 須 藤 軍 蔵	11 番 武 田 悦 子	12 番 館 下 憲 一

2. 不応招（欠席）議員は次のとおりである。

な し

3. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席を求めた職員。

村 長 押 山 利 一	副 村 長 菅 野 大 佑
教 育 長 渡 辺 敏 弘	総 務 部 長 橋 本 哲 夫
住民福祉部長兼 福祉課長 安 田 春 好	産業建設部長 渡 辺 雅 彦
教 育 部 長 後 藤 隆	総 務 課 長 鈴 木 真 一
企画財政課長 渡 辺 一 樹	税 務 課 長 三 瓶 隆 弘
住民生活課長 安 田 敏	保 健 課 長 町 田 弘 江
産 業 課 長 藤 田 良 男	建 設 課 長 遠 藤 義 紀
参 事 兼 都市計画課長 杉 原 仁	参 事 兼 上下水道課長 伊 藤 寿 夫
会 計 管 理 者 兼 出 納 室 長 菊 地 美 和	教育総務課長 鈴 木 裕 也
生涯学習課長 田 辺 将 裕	農 業 委 員 会 事務局 長 佐 藤 雅 俊

4. 本会議案件は次のとおりである。

一般質問

議案審議

質疑・討論・表決

議案第30号 大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求める
ことについて

議案第31号 令和7年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求める
ことについて（3月専決）

議案第32号 大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について

議案第33号 平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資
産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する
条例について

- 議案第 34 号 大玉村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について
議案第 35 号 大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について
議案第 36 号 アットホームおおたま設置条例の一部を改正する条例について
議案第 37 号 令和 8 年度大玉村一般会計補正予算について
議案第 38 号 令和 8 年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について
議案第 39 号 令和 8 年度大玉村介護保険特別会計補正予算について
議案第 40 号 令和 8 年度大玉村水道事業会計補正予算について
議案第 41 号 大玉村立小中学校学習用タブレット端末購入に係る物品売買契約について
議案第 42 号 村道路線の認定について
議案第 43 号 大玉村農業委員会委員の任命について
委員長審査報告並びに審査報告に対する質疑・討論・表決
陳情第 4 号 「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情について
閉会中の継続調査申出について
（１）議会運営委員会
追加議案審議
議員発議第 7 号 地方財政の充実・強化を求める意見書について
議員派遣の件について
5. 本会の書記は次のとおりである。
議会事務局長 矢崎由美、書記 齋藤智、鈴木理恵、佐藤光一郎

一般質問者目次

1. 11 番 武 田 悦 子 P. 75～

会 議 の 経 過

○議長（館下憲一） おはようございます。ご苦労さまでございます。

会議に先立ち申し上げます。

本日は、議会だよりで使用する予定の写真を事務局で撮影いたしますので、ご承知願います。

ただいまの出席議員は11名全員であります。定足数に達しておりますので、本日の会議を開きます。

なお、教育総務課長、鈴木裕也君から、欠席する旨の届出がありましたので、ご報告申し上げます。

（午前10時00分）

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第1、一般質問を行います。

11番武田悦子君より通告がありました「第10期介護保険事業計画の策定に向けた課題について」ほか1件の質問を許します。11番。

○11番（武田悦子） おはようございます。

11番武田悦子です。議長の許可をいただきましたので、さきに通告した項目について、これより一般質問を行います。

初めの質問は、介護保険についてです。

2000年4月から介護保険が始まり、3年ごとに改定が繰り返され、令和9年にまた改定される予定です。

村が定めている介護保険事業計画も、次の計画で第10期を迎えます。

介護保険の目的は高齢者の介護を社会全体で支えること、相互扶助の制度となっております。日本は急速に高齢化が進み、さらには核家族化が顕著になるなど、これまで介護を支えてきた家族の状況が大きく変化したことなどが背景にあるとともに、支えるための財源をどこに求めるのかで、この制度がつけられたものだというふうに思っています。

介護保険は相互扶助の制度ですから、利用しなくても保険料がかかりますし、介護保険を利用すればさらに利用料がかかる。利用できる施設やサービスが増えれば、それが保険料に反映して保険料が上がる。「保険料は払いたくない」「払わないということではできないのか」「介護保険は絶対に使わないんだから」というふうに話をされる方もいらっしゃる。それだけ保険料の負担が大きいということでもあります。

利用料の点からいえば、始まった当初は一律1割負担でしたが、所得に応じて2割、3割まで引き上げられています。さらに、利用限度額は当初から大きく変わっていません。ということは、給付費は上がっているため、利用できる金額が変わらないのであれば、利用できるサービスを減らすことになってしまうという人もいるということ

です。使いたくても使えない状況にある人もいるのが現状ではないでしょうか。

介護保険がより使いやすい制度になっていくべきだと思い、質問をいたします。

まず、令和9年度から第10期の事業計画が始まりますが、策定に向けてどのような流れで行われるのか、アンケート調査などは行われてきたのか、伺います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

第10期介護保険事業計画の今後の策定スケジュールでございますけれども、今月8日に委託業者と計画策定業務委託契約を締結いたしまして、今後、年3回の介護保険運営協議会を開催して協議を進めていくといった予定としてございます。

第1回目は8月頃、計画策定の概要、骨子案、それから策定スケジュール案などにつきまして説明、ご協議をいただく予定としておるところでございます。

次に、11月頃、第2回の協議会を開催して、将来高齢者人口等の見通し、それから計画素案につきましてご検討いただき、修正を加えた後に、計画原案を議会全員協議会において説明、ご意見をいただく予定としてございます。

続いて、翌年1月にはパブリックコメントを実施いたしまして、2月に第3回目の運営協議会を開催いたしまして、最終案の調整、それから承認をいただく、そういった予定となっております。

なお、令和7年度中に、高齢者を対象としたニーズ調査を終えておりまして、これらを基に今後取り組むべき課題や方向性につきまして、計画に盛り込んでまいりたいと考えているところでございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 令和7年度にニーズ調査を行ったということですが、8年、1年間でまた新たなことも生まれてくるのかなというふうにも思っておりますが、この第9期の計画の中では、事業名そのものが盛り込まれていても、利用が見込まれていないサービスというのいろいろございました。これらについては、現在利用されている実績があるのかどうか。

そして、この次の計画では、明確な数値、目標値というふうなものに現れていくのか、伺いたいと思います。例えば介護医療員とか、そういうのも、名前だけは入っていても、数値が見込めませんという表示であったわけですが、そういう部分に関しては、どういうふうにされていく予定なのか。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

計画の中で、実施が見込めない事業といったものの記載がございます。これらの実績につきましては、現在も実績がないものと認識しております。

第10期の計画におきましては、これから計画策定を検討してまいりますので、そういったものも含めまして、今後の検討課題とさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 今の答弁ですと、それらの事業は現在使われていないのかなというふうなふうに聞こえたんでありますが、地域密着型というのが結構あちこちにできていて、村内では増えていなくても、本宮市であったり二本松市であったり、あと介護医療院というのも現実ありますよね、今ね。そういうところを使っていらっしゃる方もいらっしゃるはずなんですけれども、その辺もきちんと調査をしていただきたいなというふうには思います。

そして、今言いましたいろいろなサービス、この第10期計画の中では、新たなサービスというのが、村内で見込まれていくのか。地域密着型、村内になくても本宮市とか二本松市にあっても、大玉村民、利用はできますけれども、そういうものが村内にできる可能性というのは、今のところないのかどうか伺いたいと思います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えいたします。

議員さんがおっしゃられる地域密着型サービスにつきましては、現在、村内に1か所ございますけれども、現在のところ、私が把握しているところでは、新たな事業が立ち上がるといったことは把握してございません。

以上です。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 訪問看護の事業所が立ち上がるという話も聞いたことがあるんですけども、そういうのも介護保険の中に盛り込まれないんですかね、介護保険の計画の中には反映されないのですかね。その辺を含めてしっかりと、計画ですので、取り組んでいただきたいなというふうに思っています。

本当に、介護保険はいろんなふうに形が変わってきています。介護そのものではなくて予防という観点、この重要性というのが以前から、そして、今が最も大きい予防という観点が生まれてきているのかな、そういう意味でのこの地域密着型というのが増えてきている、そういう要因でもあるのかなというふうに思いますけれども。

この介護保険そのものを、今回の改定、来年度の改定で、ここは変わるかなというようなものが何かあるのかどうか、今現時点では分かるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回の制度改定で、どういった点がということでございますが、それにつきましては、今回の介護制度の改定につきましては、新たなサービスの創設、それから新たな制度の導入、こういったことが盛り込まれているところでございます。

一つといたしましては、人手不足が深刻する中山間、それから人口減少地域、こういったところを対象に、事業者の人員配置基準など、地域の実情に合わせて柔軟に緩和できる新たなサービス類型が創設されるとともに、サービス提供主体が少ない地域におきましては、市町村が事業として居宅介護サービスなどを実施できる仕組みも創

設される見込みとなっておるようでございます。

それから、住宅型有料老人ホームなどにおいて併設の訪問介護、それから居宅介護新事業所が入居者に過剰なサービスを提供する、いわゆる囲い込みが問題視されてきたことから、県への登録制を導入いたしまして、恒常的に抑止をしていく仕組みが盛り込まれております。

さらに、住宅型有料老人ホームの入居者を対象にケアマネジメントを新サービスとして創設して、入居者の健康状態や生活課題を継続的に把握して、適切なサービスにつなげていくものといったものなどが、今回の制度改正に盛り込まれているものと承知してございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 今、様々見込まれる改定の部分がありましたけれども、これをいろいろ見ますと、大玉村では、この大きな影響のある改定にはなっていないのかというふうにも思うんですが、サービスそのもの、いろいろ本当に変わってきていて、多分、今回の改定では入らないんでしょうけれども、ケアマネジャーの有料化であったりとか、要介護1・2を総合事業のほうに移すとか様々言われておりますが、その辺も利用者にとっては大きな問題となってくる部分でもありますので、いろいろな情報を皆さんにしっかりとお知らせをしていただきたいというふうにも思います。

次に、介護保険で持っている基金、利用料に大きく関わってくるわけですが、令和6年度の決算書から見ますと、介護保険の基金が4,057万3,722円というふうになっておりました。6年度の介護特会での実質収支が3,700万円の黒字決算ということになっています。

この3,700万円の処分としては、昨年9月の補正予算において、国・県支払基金への給付費等の返還金が1,345万円、村が負担した分を一般会計に戻す分が1,035万円、合わせると2,380万円となりますが、この実質収支3,700万円からこの金額を引くと1,400万円というふうになると思いますが、これは利用者が負担をした介護保険料から生じたものというふうに考えていいのか、伺いたいと思います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

これらにつきましては、利用者からのご負担金も含めて、一般会計からの繰入も入っておりますので、住民からのご負担いただいたものも含まれているものと理解してございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 介護保険そのものは利用者の保険料、その他公費の部分等々で賄われていて、基金に残るのは私は保険料の残だというふうに思っていたんですが、そうではないということなんですね。

一般会計のやつは、その年度年度ごとに精算をするというか、国・県の返還金も全部精算をして、そこの部分はゼロになるわけですから、残ったのは純粋に保険料等々の余り分というふうに考えていたんですが、それだけではないということなんですか。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 繰入金につきましては、年度が終わり次第、精算するような形になっておりますので、やはり議員さんがおっしゃるとおり、剰余金につきましては、ご利用者が負担したものと考えられます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 令和6年度末の基金と7年度の未処分決算剰余金、合わせますと5,400万円ぐらいになるのかなというふうに思いますが、これは基金ですから、急激な変動があったときにその基金を活用して利用者の負担の軽減を図るということだというふうには理解しますけれども、この間、あまり村内での支出が増えていない状況等々見ると、急激にこの基金、この金額が減るものではないというふうにも見て取れるわけですね。

そうすると、この金額を次の保険料の財源にできるのではないのかなというふうに考えるわけですが、この次期、第10期目になるこの介護保険の中での保険料というのはどのような見通しになっていくのか伺いたいと思うんですが。

この保険料、今、年金から引かれています。年金からいや応なく引かれてしまう保険料。毎回、毎回、この間上がってきていますよね。2000年始まった当初は、大玉村は2,000円でした、基準額が。今は6,300円。実に3倍になっているわけですね。年金はそんなに上がっているのでしょうか。払う部分だけが大きくなって、まして年金からいきなり、何でもかんでも年金から引けばいいというものではないと思うんですけれども。取りっぱぐれのないところから引いていくというのが、今、現実で、この住民の負担を少しでも軽くするという観点から、この基金等々をしっかりと繰り入れて、次の保険料の値上りを抑える、その考えがあるのかどうか伺いたいと思います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

現在、6,300円基準ということでございますけれども、国の試算では将来7,000円台に上るといような試算もされています。

現在の基金、約4,000万円につきましては、介護老人施設などの施設サービス給付費の約1か月分にしか満たないものでございますので、これを取り崩して保険料のほうに充当するということは、大変厳しいものかと思っております。

現在、現役世代の方の負担を上げるか、もしくは保険料を上げるかといった、非常に厳しい状況になってございますので、それらにつきましては、今後検討を進めたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） やっぱり住民の負担はすごく大きいので、まずこの部分では公的資金、財政構造そのものをやっぱり変えていく必要があるかなというふうには思いますね。

国がもっと、ここにお金を入れるということが一番だと思うんです。市町村だけではとてもできる問題ではない。それはよく分かっていますが、少しでも利用者の負担軽減を図るための努力はしていただきたいというふうに思っています。

次に、総合事業について。

この介護予防日常生活支援総合事業、これは要支援に認定された皆さんとそうではない皆さんも含まれて、高齢者の自立支援と重度化防止を目指すというのが事業の大きな目的であります。自治体独自の取組が可能な制度というふうにもなっていると思います。

介護予防サービス、生活支援サービスそのものは、これまで総合事業が始まる以前に行われてきた介護予防という事業そのまま、今現在行っているのかなというふうに思っているんですが、一般介護予防は将来的に介護状態にならないための事業ですので、様々な取組を進められているというふうにも思っているところではあります。市町村の特性に合わせて独自の基準、そして内容が設定できるというふうにもされています。

今後、この点、この総合事業についてどのように考えていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

介護予防、日常生活支援事業につきましては、その基準は現在、厚労省の基準と合わせた形で現在も実施してございますので、その辺につきましては実情に合わせて、今後検討できればと考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 厚労省で決めたことだけではなくて、やはり村独自の考え方というのでも反映できる部分でありますので、しっかりと反映していただきたいというふうにも思っています。

この介護保険の項目、最後であります。介護を担う人材不足、これが言われて、もう随分たちます。

先ほども部長のほうから、次の改定の新たなものとして、人材不足に対応するための取組というのがある行われるようではあります。この人材不足の大きな要因、やっぱり賃金が低く抑えられているということが、大きな要因ではないかというふうに思っています。

そこで、国は介護職員の処遇改善を目的に加算金を創設しています。この処遇改善

も、本当に何度も何度も改定が繰り返されてきました。

介護職員の処遇を改善することそのものは当然のことだというふうに思っておりますが、この介護保険処遇改善が行われれば、それがそっくり利用者にも反映されると。利用料にもかぶってくるというのが大きな問題ではないのかなというふうに思います。

今年6月からケアマネジャーの部分にも処遇改善が始まりました。ケアマネジャーの策定料というのは、今のところ利用者の自己負担はありませんが、これも将来的には自己負担が始まるんじゃないかというふうにも言われております。そうすると、ますます利用者の利用料が高くなっていくということになってしまうんですね。

この訪問介護の部分だけでいえば、この6月から、加算は4段階ぐらいあるんですが、一番低い加算で17%、一番高い加算を取れば27%というふうになるんですね。それがそのまま利用料にも反映される。本当に、利用者の負担というのは大きいというふうに思っています。

まして、この利用料に反映されるということですから、利用者だけではなくて自治体の負担もその分増えていくということになっている、仕組みとしてはね、なっているわけですが、これらについてはどのように感じていらっしゃるのか伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

介護事業者への処遇改善加算につきましては、介護サービスを維持していく上で、介護職員の確保、それから定着、職場環境の整備に大変重要な制度であると認識をしております。

国の制度上の課題でございます。国費を充てていただければ何よりでございますけれども、国策については、コメントは控えさせていただきたいと思います。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 処遇改善が行われて、介護職員の報酬引上げというのが、これが目的で行われているわけですが、この部分、今部長はコメントできないというふうにおっしゃいますが、やっぱり国が負担すべきではないかというふうに思いますね。

今年、令和8年5月に中核市長会では、国の施策及び予算に関する提言の中で介護職員の処遇改善と人材確保についての提言というのを行っています。その中では、処遇改善について、利用者や保険者の負担が増えないよう処遇改善に必要な財源を措置する必要があるとしています。また、174回国会に出された請願でも、国の負担を増やすこと、これを求めています。

これらについて、村長はどのように考えていらっしゃるのか。この機会を捉えて、やはり要望をしていくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

国の社会保障の負担が、非常に負担比率が高いということで、国のほうではそれを

増やさないというような方針のようにも見受けられますが、ですから介護保険にかかわらず、国保についても、全ての社会保障関係、生活保護も含め非常に縛られているということがありますので、これは財源の問題もあるとは思いますが、国のほうでもしっかりと財源をつくり出して、もしくは掘り出して、社会保障のほうに、もう少し手厚くやっていただければありがたいなというふうに感じています。

これについては町村会のほうでも要望は上げているところです。

以上です。

○議長（館下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） まさに村長がおっしゃったとおり、国の負担が年々、どの分野でも減ってきている。

このお金の使い道でございますから、社会保障を減らすということは、自分たちの生活そのものを苦しくしていくことだというふうに私は思うんですが、どうも国会の皆さんはそういうふうを感じていない人が多いのかなというふうにも感じますが、やはり、もっともっと声を上げていただいて、この部分、社会保障全般について、国の財政的な負担をもっと増やしていくべきではないかというふうに思いますので、その点については改めて村長にお願いをするところであります。

次の質問に入ります。

一人世帯などの課題と対応について伺います。

昨年行われました国勢調査で大玉村は、人口、世帯数とも増加しているとの結果が出ました。これは長年にわたり取り組んできた子育て支援政策など、村が進めてきた施策や大玉村としての立地の有利さによるものだというふうに思っています。全国的に人口が減少している中で、僅かでも増えているというのはすごいことだと思います。世帯数も伸びています。

調査での一世帯当たりの人数、平均2.9人というふうに出ておりますが、村内でも一人世帯や夫婦のみの世帯も増えてきているのではないかというふうには思います。

ここ30年ぐらいにわたって、人口や家族構成、様々変化していると思いますが、どのように変化してきたのか伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田 敏） 11番議員さんにお答えします。

まず、30年前の住民基本台帳に記載されています人口、世帯数ですが、平成7年度になります。7年度の人口が8,339人、世帯数で1,803世帯、1世帯当たり4.63人という形になっております。

以降、5年ごとの数値になりますが、平成12年度は人口8,573人、世帯数2,001世帯、1世帯当たり4.28人。次に、平成17年度が人口8,601人、世帯数2,156世帯、1世帯当たり3.99人。平成22年度が人口8,667人、世帯数2,414世帯、1世帯当たり3.59人となっております。平成27年度は人口8,544人、世帯数2,651世帯、1世帯当たり3.22人。令和2年度が人口8,743人、世帯数で2,967世帯、1世帯当たり2.95人。最後に令

和7年度が人口8,810人、世帯数3,247世帯、1世帯当たり2.71人となっておりまして、この30年間で、人口471人の増、世帯数1,444世帯の増、1世帯当たりにつきましては1.9人の減という形になっております。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） この数字を見ただけでも、明らかにこの世帯数が大きく伸びている。世帯構成人数が減っているというのが見て取れるわけですが、一人世帯、これもかなりの数で増えているのではないかなというふうに思っています。

この1人で暮らしていく上での不安、困り事、こういうことを抱える人も多いというふうに思っています。まして、近くに家族がいない方にとって、この課題、どうしたらいいのか分からないという状況にある方もいらっしゃるのかなというふうに思うんですが、この皆さんの課題、どのように捉えているのか、どのように対応されているのか、伺いたいと思います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

一人暮らしや身寄りのない方が抱える孤立、それから孤独感、高齢による心身の影響、それから死後への不安、日常生活における困難の解消に向けた取組が今後の課題であると認識してございます。

これまでも、担当部署や包括支援センターなどによる相談支援をはじめ、通院や買物の外出支援、それから、社会福祉協議会に委託している高齢者の生活状況確認、また、民生委員さんによる訪問など、対応をまいりました。

今後は、社会福祉協議会と連携しながら、公的機関としてしっかりとした新体制の構築に向けて検討してまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） いろいろな形で支援、行われておりますが、本当に困っている人の一番の問題、これは様々な支援策を知らないということではないかというふうに思っています。

いつでしたか、老々介護で介護の疲れから、配偶者の方を殺してしまったというような、本当にあってはならないような事件もありました。

この介護保険のいろいろなサービスを使ってもなお足りないという部分が、もちろんございます。それでも、何か別な支援を知っていれば、そこまで追いつめられることはないかったのかな、いろんな対応ができたのかなというふうにも、思うところでもあります。知らないということで、住民の皆さんが不利益を被ること、そういう場面もあろうかというふうにも思います。

それについては、この情報発信がとても重要となりますし、また相談支援体制が大切なことだというふうにも思っておりますが、先ほども、包括支援センターであったり、民生委員の皆さんであったりという訪問活動も行われておりますし、それでも、

なおかつ、そういうところにつながらない方をどういうふうに把握していくのかというのが本当にこれから大きな問題になっていくのかなというふうに思うわけですが、それらについてよりもう一歩進んだ取組というのは何かあるのかどうかしたいと思います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

様々な支援策につきましては、これまでも村広報紙、区長文書などで情報提供をさせていただいておりますけれども、現時点ではやはり、地域の実態を把握している地区の民生委員さんを通じてきめ細かい情報発信をしていくことが大事かと思っております。

これによりまして、これまでも担当部署へ情報、連携などをいただきまして、担当者のほうにつないでいただいているという事例が多々ございます。

こういった取組を今後も進めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 民生委員の皆さんも、どうしたらいいんだろう、様々な情報がない中で皆さんも苦労していろいろと取組を進められているのかなというふうにも思いますので、民生委員の皆さんとしっかりと連携を取りながら進めていただきたいというふうにも思いますし、あとは、もう一歩進めて、行政がいろいろな形で関与できる体制もつくっていただきたいなというふうにも思っています。

独り暮らしの皆さんの中で65歳以上の高齢者、この独り暮らし単独世帯の中では、未婚者の割合がとても高いというふうにも言われています。男性では33%の方が生涯未婚で高齢になっても独り暮らしという調査結果もあります。これは2020年の数字であります。2050年には59%になるのではないかなという予測も出されています。女性では11%が30%になるのではないかなというふうにも言われています。この生涯未婚ということは、頼れる人が近くにいないという場合が大変多いのではないかなというふうにも思っております。

こういう現状を見れば、高齢になって判断能力が衰えてきた場合に備えて、成年後見制度、これがより重要になってくるのではないかなというふうにも思います。以前もこの問題、質問をしてきたところですが、市民後見や法人後見にしっかりと取り組んでいくべき時期に来ているのではないかなというふうにも思っております。

地域福祉計画の中でも、成年後見制度への取組が掲げられております。どのように取組を進められる予定なのか伺いたいと思います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

議員さん、おっしゃるとおり単身世帯、それから身寄りのない世帯が増加する中、成年後見制度は今後さらに重要度を増してくるものと認識してございます。

これまでは弁護士などの専門職が後見人として選任されるケースが多かった状況で

ございますけれども、地域に根差した身近な立場から支援できる市民後見や組織として継続して安定的に対応できる法人後見は、日常生活を支援する上で、その役割はますます大きくなっていくものと思ってございます。

制度の理解と必要性などにつきまして、積極的な周知に今後努めてまいりたいと考えてございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 積極的な周知はもちろんでありますが、特に法人後見については、その体制をしっかりと構築をしっかりとしていかなければならないのではないかなというふうに思っています。

社会福祉協議会がどのような役割を果たすべきなのか、先ほど来、社会福祉協議会と連携してという言葉が出てきておりますが、しっかりとこの法人後見をしていく上では社協の役割、果たすべき役割というのが大きいというふうに感じていますので、そこは周知だけでなく、体制を行政として支援して体制づくりに取り組んでいただきたいというふうに思っています。

成年後見を利用するためには、利用料というのですか、後見人に対して支払う報酬というのが必要となってきますが、結構かかりますよね、この報酬と言われているもの。お金があればそういうことを利用してしっかりと報酬を払ってということもありますが、それが難しい場合は村が助成できるというふうにされておりますが、その内容としてはどういうものなのか伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

身寄りのない方、また経済的に厳しい方につきましては、首長申立てという制度がございまして、本村でいいますと村長が成年後見の申立てをいたしまして、村がそれに係る費用につきまして負担をするというような制度がございまして、現在もそういった制度で利用されている方がいらっしゃるというところでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 首長申立ての制度もあるわけですから、その辺も含めながら、法人後見も含めてしっかりとした体制を取っていただきたいというふうに思っております。

この身寄りのない皆さんへの支援、成年後見制度だけでは全てを賄えるものではないというふうに思っております。身寄りのない高齢者支援を社会福祉協議会が行えるような法改正が今、進められているというふうにも聞いております。入院、入所の手続はもちろんでありますが、亡くなった後の手続も担うことができるというものであります。

既にこの制度、民間業者では様々な形で行っているところがありますが、こういう身寄りのない方で亡くなられてという方、村内にもこれまででもいらっしゃるかと

うふうには思います。数は少ないというふうにも思っていますが、こういう問題、都市部ではかなり大きな課題になっているという話も聞いております。

将来を見据えれば、大玉村でも必ず起きる課題かなと。そんなに遠くない将来、やはりこの問題は出てくるのかなというふうにも思っています。

将来に向けて、これらについて取り組むべきときに来ているのではないかと思います。ですが、いかがでしょうか、考えを伺います。

○議長（舘下憲一） 住民福祉部長。

○住民福祉部長兼福祉課長（安田春好） 11番議員さんにお答えをいたします。

今回の法改正のほうでも、身寄りのない高齢者など支援する新たな事業の創設なども、その仕組みの整備、そういったことも提案されております。

先ほど申し上げましたとおり、今後、独り暮らしの方、身寄りのない方、増加する傾向になると思いますので、繰り返しになりますが、社会福祉協議会と連携を密にしながら行政としてしっかり、そういった支援の体制の構築を進めていかなければならないと考えております。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 高齢者支援のみならず、様々な形でいわゆる社会的弱者と言われるような皆さんへの支援というのは、やはり行政が行っていかなければならない部分が大きいのかなというふうにも思っております。

特に、この独り暮らし、おひとり様世帯への今後の課題というのはすごく大きいものがあるかというふうにも思いますが、その辺をしっかりと、どう進めていくのか、これはやはり首長の覚悟かなというふうにも思っておりますが、考えを伺いたしたいと思います。

○議長（舘下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

成年後見制度は、今、国が大幅に改定しようということで、検討を進めているところでありますし、最終的に財産のある人となない人をどうするかということ、それから、一旦後見が入ると、死ぬまでその後見が続くという中で、金銭トラブルとかも起きているということで、途中でやめることができる、変えることができるという制度を今、つくろうとしていると。

大幅な改正だなと、現実的な改正だなというふうには感じておりますが、ただ、最後に収入のない方とか、資産のない方、最終的に頼るのは行政だなというふうに感じていますので、前にもお話し申し上げましたように、俗に言う人生が終わる段階、終わってから、その段階での行政に何ができるかをできるだけ早く、今年度中に検討していきたいなというふうに感じております。

これは、老々世帯が増えておりますが、この数字よりは、家族が近くにいる、世帯分離をしているという実態がありますので、かなり数字は少なくなってくるだろうというふうにも思いますが、確実に数は増えていくというふうにも思っておりますので、そ

れについてはしっかりと対応していきたいと思います。

以上です。

○議長（館下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） ありがとうございます。

今年度中に検討を進めていきたいという言葉をいただきましたので、しっかりとした取組を期待して、私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（館下憲一） 以上で、11番武田悦子君の一般質問を打ち切ります。

ここで休憩のため暫時休議いたします。再開は午前11時5分といたします。

（午前10時48分）

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 再開いたします。

10番須藤軍蔵君が体調不良により退席しておりますので、ご報告いたします。

（午前11時05分）

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第2、議案第30号「大玉村税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認を求めることについて」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第30号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第3、議案第31号「令和7年度大玉村一般会計補正予算の専決処分の承認を求めることについて（3月専決）」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第31号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 日程第4、議案第32号「大玉村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。11番。

○11番(武田悦子) 国民健康保険税条例がそれぞれ改正されて、保険料としては今年はかなり的大幅なアップということになるわけですが、令和11年の県下統一に向けて、急激な上昇を抑えるためのということもありますけれども、まずは国保の基金というのは、今現在、幾らあるのか。

11年に県下統一となった場合に、その基金そのものは、どのようなことになっていくのか伺いたいと思います。

○議長(館下憲一) 住民生活課長。

○住民生活課長(安田 敏) 11番議員さんにお答えします。

まず、基金の残高になりますが、令和7年度末の残高は約3,900万円となっております。

また、11年以降の現在の基金に関しましては、これまでどおり村のほうで維持管理ができることとなっておりまして、使い道につきましては、若干ちょっと違うところが出てきますが、まずできなくなるのが、11年度以降は県のほうで統一税率が示されます。その税率を下げることを目的に基金を充当することはできなくなります。

できることとしましては、市町村独自の事業に充当することや、もし万が一、税率の低下によりまして収納不足が発生して、県への納付金が納められなくなった場合、そういう場合は、基金を充当することも可能となっております。

以上となります。

○議長(館下憲一) 11番。

○11番(武田悦子) 今回、按分率として、11年度までのが出されておりますが、この案分率からして、どれだけ11年度になったら、今現在より上がっていくのか。

医療の伸びというのを、どういうふうに見るのかということもあるんでしょうけれども、その辺はどうなのかということと、今回から子ども・子育てが入ったじゃないですか。この子ども・子育ての分の負担、国保だけじゃなくて、そのほかのいろいろな社会保険、共済であったり、協会けんぽであったり、どこのところでも、これは負担が発生していると思うんですけれども、この負担割合は、国保はほかの保険と比べて高いのか低いのかという部分を聞きたいと思います。

○議長(館下憲一) 住民生活課長。

○住民生活課長(安田 敏) 11番議員さんにお答えします。

まず、ほかの保険と比べて国保が高いのか低いのかというご質問ですけれども、こちら、各医療保険によって若干違いがございます。まず、社会保険のほうは国民健康保険よりも1人平均にすると若干高くなっておりまして、社会保険の次に国民健康保険、その次に後期高齢という段階で、後期高齢が一番低いというような形で、国のほうは試算をしております。

按分率についてですけれども、今回、県のほうで示されたものは、11年度までの数値を見越した数値で試算をしております。また今年度末ぐらいに、最終的に11年度の按分率を提示しまして、それが確定値として11年度の税率という形になります。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 11番。

○11番（武田悦子） 按分率の確定率はこれじゃなくて、確定した数値は次というのは分かりますが、今現在、そして見通しが大体、道筋ができたわけでしょう。

そうすると、11年は大幅に上がるのか、下がるのか、どうなんだというところと、もう一つは、今回のこの改定で応能割が増えましたよね。そして、応益割が減っているわけで、この均等割部分とか平等割の部分が、昨年から上がっているんだけど、収入が増えているので、この賦課割合が高くなっていますという説明がありましたよね。去年、前年6年と変わらない7年度の収入だった人は、どういう算定の見通しなのか。

年金なんか、たかだか上がっても知れたもんなんですけど、それ以外の収入がない方、農家の皆さんはどんと上がったのは分かりますけれども、収入が何ら変わらない皆さんにとっては、今回の平均ではどんと1人当たり、世帯当たり上がっていますけれども、その部分はどうか伺いたいと思います。

○議長（舘下憲一） 住民生活課長。

○住民生活課長（安田 敏） 11番議員さんにお答えします。

まず、令和11年度現在の数値より上がるのか、下がるのかというご質問でございますが、こちら、これからのちょっと、まだ農業収入等につきまして、若干どうか不安定なところもありますし、今現時点で下がるのか、上がるのかちょっとお答えしにくい部分でございますが、取りあえず今回示されたのはそういう部分も見込んだ数値で、県のほうで示されておりますので、次回、今年度末に発表されるのも、そんなに変わりはないのかと考えております。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 村長。

○村長（押山利一） この令和7年から11年の表を見ていただくと分かりますが、税額が上がったのは課税標準額が増えたので、収入の増えた方については当然、保険税は上がります。これは応分の負担、相互扶助の精神ですので。

ただ、この按分率を見ていただいたり、均等割、平等割を見ていただくと、今までと変わらない所得の方については、ほぼ同じような税額になるだろうと。この構成によっては、下がる場合があるかもしれません。

ですから、所得の増えた方にとっては、保険税はかなり上がるというふうに考えております。

以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第32号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第5、議案第33号「平成23年東日本大震災による被災者に対する村民税、固定資産税及び国民健康保険税の減免に関する条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第33号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第6、議案第34号「大玉村社会教育委員設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第34号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第7、議案第35号「大玉村介護保険条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第35号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第8、議案第36号「アットホームおおたま設置条例の一部を改正する条例について」を議題といたします。

質疑を許します。6番。

○6番（斎藤信一） アットホームの料金の話なんですけれども、具体的にどのぐらい、段階的に上げていくんだと思うんですけれども、どういうふうな上げ方を検討されているのか教えてください。

○議長（館下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

今回、条例におきましては、上限額を800円にするとしてございますが、現行のところ、直近でもし上げる場合は100円上げて、現行500円のところを600円とする考えまでしか持ち合わせてございません。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 入湯料の値上げについてですが、委員会の中でアットホームがリニューアルしたときに、村内の日帰り温泉について、村内の温泉では入湯税を取っているのに、アットホームは該当にならないのかというふうな質問をしたときに、一般公衆浴場なので対象にならない、免税だという説明がありました。

そうすると、今年4月に県のほうで、一般浴場と普通公衆浴場は一緒だと思うのですが、普通公衆浴場の入湯料金の統制額ということで、上限額、今まで450円だったのを500円に上げました。そうすると、一般公衆浴場なのに、この500円を超える金額にしているのか。

それと、もしくは、この差額は何なのか、そちらを伺います。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 9 番議員さんにお答えいたします。

ご質問に対してですけれども、説明では一般公衆浴場ということで、説明があったかと思われそうですけれども、実際には、一般公衆浴場とその他の公衆浴場ということで、2つに分かれております。

そのときの説明では多分、それを一緒くたにして一般公衆浴場ということで説明をしたかとは思いますが、実際は、その一般公衆浴場とその他の公衆浴場ということに分かれてございます。

一般公衆浴場につきましては、議員ご指摘のとおり、知事が指定する物価統制及び公衆入浴料の統制額、上下額の摘要を受けることとなります。

その他の公衆浴場につきましては、保養施設、休養を目的としたヘルスセンター、健康ランド型の浴場などが該当することになりまして、アットホームおおたまにつきましては、こちらのその他の公衆浴場のほうに該当されます。その他の公衆浴場につきましては、その統制額というものが適用外になっておりますので、独自に料金を設定することとなっておりますので、今回、料金改定で600円にしたとしても、その他の公衆浴場になりますので、そちらの統制額の適用を受けないということになってございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） そうすると、その他の公衆浴場となれば、入湯税を取らなくてはいけないのではと思うのですが、その辺はどうなのでしょう。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 9 番議員さんにお答えいたします。

その他の公衆浴場につきましては、大玉村につきましては、アットホームおおたま、公共施設でございますので、村の税条例におきまして第142条第3号のその他村長が特に必要があると認めるものに対しては、入湯税は徴収しないということであってございます。

公共施設でございますので、村民の方の保養施設ということで、徴収していないというのが実情でございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 9 番。

○9 番（佐原佐百合） 最後の質問になります。

そうすると、税条例 142 条により、村長が必要と認めたときということで、村民の保養ということが理由だと思えるんですけども、多分、皆さんも村民の方も、この辺を理解というか、取られていると思っている人もいれば、いやという人もいたりします。多分、議員の中でも、そういうばらつきがあると思います。

興味という問題ではないんですけども、やはりきちんと、じゃ、村長がどういう理由でアットホームを免税にしていますよ、日帰りの部分は免税していますよ。

それと私が気になるのは、村民の保養の場合なのに、一般の日帰り入浴は、どちらが多いんでしょうか。大広間とかを使った場合、村民の方が使ったときは入湯税が取られているはずですよ。なので、村民の保養であれば、これはあくまでも私の意見です、1 日大広間を使ったとしても、村民の方は、じゃ、そこを免除するのか。それとも一律にして、ほかの施設と同じく入湯税を取って、その中に入れ込むのか。

私の中では解決しませんが、アットホームとか、こういうところはすごく、やはり慎重に取り組まなければいけない、アットホームが絡むと特にだと思えるので、きちんと次の世代も、次の代も分かるように、村長が、じゃ、どうしてだということ、他町村でもうたっているところ、条例の中には入れないとしても、ホームページ上に、入湯税はこういうことで免除になっています。あとは、施設名の書いてあるところもあります。ちょっと、私の力では調べ切れないので、それ以上のことは何とも言えないのですが、ぜひ、多分、オープンなときから村民の保養の場合ということで造ったのであれば、状況が変わってきたので、ぜひ押山村長、副村長のいるときに、きちんと明確にしたほうがいいと思いますが、私はこれの後、質問はできないんですよ、3 回だからね。なので、よろしくお願いします。

○議長（館下憲一） 産業建設部長。

○産業建設部長（渡辺雅彦） 9 番議員さんにお答えいたします。

入湯税を徴収しない場合は、1 回入浴の場合に限り入湯税は徴収してございません。

ご指摘のとおり、宴会、広間休憩、施設を利用する場合には、そちらに関しては入湯税 150 円を徴収しておりますけれども、こちらにしましては宴会休養、あと広間休憩、宿泊につきましては、一般公衆浴場から少しかけ離れた利用であるということと、ほかの施設との関係など考慮いたしまして、施設利用者全てを課税免除の対象とすることは困難であるという考えの下から、1 回入浴の場合には入湯税は徴収せずに、宴会、広い間等休憩などの施設利用する場合には、入湯の有無にかかわらず、入湯税 150 円を徴収するということでしてございます。

入浴等の料金変更等周知する際に、そちらの入湯税の取扱いについても周知していくような形にしたいというふうに考えてございますので、よろしくお願いいたします。

います。

以上でございます。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第36号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第9、議案第37号「令和8年度大玉村一般会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。6番。

○6番（斎藤信一） 17ページの款6農林水産業費の4の地域農政推進対策費④、地域魅力向上発信支援事業に要する経費880万円、委託料、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクト事務業務委託料なんですけれども、委員会のときも、うまく活動がよく見えない。そして、いろいろ聞いたんですけれども、去年も多分、600万円とかそういう金額が大きくきていて、あったと思うんですけれども、これ、実際、事業計画書とか仕様書とか多分あると思うんですけれども、そういったものの内容とかは見せてもらえたりするのか。あと、実際どういうことをするのか、具体的な話を聞かせてください。

次、19ページの款8土木費の①1億円で、予算だけのあれだと思うんですけれども、どの辺を具体的に充てるような想定しているのか、決まっていれば、決まっている範囲で教えてください。

そして、その次、21ページの款10教育費、学校管理費の中学校の管理運営に要する経費で14番工事請負費、体育館空調設備設置工事費ということで、どのような工事になるのか。

以前、一般質問をいろいろやったときにも、保温機能とかそういったものも話も多分出ていました。どういうふうな工事になるのか。

そして、その予算計上されたということは、もうスタートするということだと思う

んですけれども、スケジュール的にどういうふうに見ているのか、その辺具体的に分かれれば教えてください。お願いします。

○議長（舘下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6 番議員さんにお答えいたします。

17 ページの農林水産事業費の④地域魅力向上発信支援事業に要する経費の 880 万円、大玉村を知りたい・行きたいプロジェクトの内容でございますが、こちらにつきましては、首都圏を中心とした県外や若年層を対象としたモニターツアーのほうをこちら考えてございます。

大玉村の農産物のおいしさや安全性、自然や暮らしの魅力を伝えるとともに、認知拡大と風評払拭を図る、総合的に大玉村を感じてもらうツアーということで、ツアーを 2 件ほど考えてございます。そのツアーに関する広告であったり、プレゼント企画だったりというものが、主なものでございます。

仕様につきましては、これからプロポーザル日程はございますが、現在考えている仕様書につきまして、あらあらではございますが、そういったものは見せることは可能であると思います。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 6 番議員さんにお答えいたします。

資料の提示を拒否するのではなくて、議会の原則をお話したいと思いますが、資料の提出とか、議員個人が調べる場合には、議長に申入れをして、議長のほうから正式に係のほうに提示するように指示するのが原則ですので、その場合には全員が見ることができるというふうになりますので、一応、確認をしておきたいと思います。

以上です。

○議長（舘下憲一） 建設課長。

○建設課長（遠藤義紀） 6 番議員さんにお答えを申し上げます。

補正予算書 18 ページから 19 ページ、822、14 の工事請負費の 1 億円の施工箇所についてでございますが、こちらのほう、事業を推進する上での財源となりますが、緊急自然災害防止対策事業債を活用する関係上、舗装修繕工事に限定されます。

こちらを各行政区長様からいただいております要望箇所、または職員による道路パトロールで修繕が必要と判断した箇所を優先的に、今後 15 か所程度を決定してまいりたいと考えてございます。

以上です。

○議長（舘下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6 番議員さんの質問にお答えいたします。

補正予算書の 20 ページから 21 ページ、款 10 教育費、3 中学校費、学校 1 の学校管理費の体育館の空調設備設置工事の内容でございます。

まず、ご質問のどんな工事になるかということで、現在の体育館の空調ということで熱効率を確認しましたところ、建築のほうの工事、断熱材とかをする工事まではや

らなくてもいけるのではないかということで、工事については設備工事で、エアコンのほうの機器を設置する工事関係、室外機器も含めてという形の工事になる予定です。

スケジュールですが、補正予算議決後になります、設計のほうの調整をしまして、8月頃に指名競争入札を予定しておりまして、その後、工事に入ります。学校の授業に影響のない時期を想定して、できる工事から進めて、年度内にはエアコンとして使えるようにしたいと考えてございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 6番。

○6番（斎藤信一） ありがとうございます。

17ページの地域農政推進対策費のほうだったんですけども、前回とは全然違うようなことをやるという認識でよろしいですか。

○議長（館下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 6番議員さんにお答えいたします。

前回とは違うことをやるのかということでございますが、前回のこちら、総括をしまして、じゃ、どういったことで今後、大玉村をPRしていくかというところで、今回さらにブラッシュアップした内容で、またモニターツアーということで企画をしたことでございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 8番。

○8番（本多保夫） 17ページ、下段になりますが、委託料で森の民話茶屋通信作成業務委託となっていまけれども、この中身についてお知らせ願いたいと思います。

それから、23ページ、プール、テニスコートの管理に要する経費ということで燃料費650万円、補正にしては大分、燃料費としては高いんじゃないかと思いますが、今の現状から考えると、ある程度は理解できますけれども、この入札か何かは恐らくやっていると思うんですけども、何社を含めた入札で650万円に決まったのか、リットル当たり幾らの計算なのか教えていただきたいと思います。

○議長（館下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8番議員さんにお答えいたします。

17ページ、下段のほうの観光の振興に要する経費のうちの森の民話茶屋通信作成委託業務でございますが、こちらは、森の民話茶屋通信といって昔からあるものなんです、去年、令和7年度まで在籍しました遠藤愛佳さんがそれを復活させてくれました。それにつきまして、8年度につきましても、そちらを継続して発行するための費用でございます。

森の民話茶屋通信の、こちら、冊子を印刷して全戸配布する、そういった費用でございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田辺将裕） 8番議員さんにお答えしたいと思います。

まず、プールのほうの燃料、重油になりますが、こちらのほう650万円というあれが出ていますが、皆さんご存じのとおり高騰によりまして、昨年4月に比べて重油が約1.5倍近くになっております。

その関係から、4月の段階で重油の1リットル当たりの単価ですが、4月1日現在から4月23日までなんですけど150円50銭。その後、4月23日から6月までですが156円50銭と上がっております。6月11日以降については、最近になりますが144円に値下がりはしておりますが、昨年に比べれば1.5倍の価格になっております。

1回当たり、プールのほうは重油4,000リットル入りますので、そちらの計算をしまして、当面不足が生じると考えた分で650万円のほうを、こちらに計上させていただきます。

あと、見積もり何者からということで、契約のほうなんですけど、村内、数社あるのですが、辞退等もございまして、こちらについては1者のほうで契約をしております。以上です。

○議長（舘下憲一） 9番。

○9番（佐原佐百合） 21ページ、10、1、2、12の委託料、水泳授業体験業務委託料22万4,000円ですが、こちら、いつ頃、こういった形で行われるのか教えてください。

○議長（舘下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 9番議員さんの質問にお答えいたします。

補正予算書20ページ、11の2、教育委員会事務局の管理運営に要する経費の12委託料、水泳授業体験業務委託料についての質問でございます。

どのように実施するかということなんですけど、二本松市内にあります大教スイミングスクールさんがあります。そちらのほうと、今後、業務委託契約を結びまして、議会議決後、6月23日から大山小、玉井小の6年生をまず実施して、6月26日に大山小の1年生について、こちらは無料体験会で無料の分ではありますが、その後、7月3日に大山幼稚園の年長さん、7月15日に玉井幼稚園の年長さんというスケジュールで、全て午前中1コマということで、大体45分間ということで、専門の指導員の指導の下、授業の体験をする予定となっております。

以上です。

○議長（舘下憲一） ほかにございませんか。7番。

○7番（松本 昇） 17ページの農業振興費の18負担金及び補助及び交付金、漬物製造営業所許可取得支援事業ということで、40万円上がっているんですけども、これは、今、漬物をあれするときには保健所の許可が欲しいということなんですけれども、これは個人に支援するのか、それとも何名かで団体でやるのか、それ1つと、あともう一つ。

23ページの文化財保護費の中で委託料、馬場ザクラ敷地境界測量等の業務委託料17万6,000円。新聞報道などから見ますと、国の指定になっていた馬場ザクラ

が枯れちゃって、外すということなんです、これは大分、地権者というか何というかが多くて、いつになるか分からないような報道もあったんですが、これは測量ということは、あそこを外すための測量なのか、どういうあれなのか教えていただきたいと思います。

○議長（舘下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 7 番議員さんにお答えいたします。

17 ページ、中段の農業振興に要する経費の18 負担金の中の漬物製造業営業許可取得支援事業補助金でございますが、こちらにつきましては、個人として申請が上ってきてございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 生涯学習課長。

○生涯学習課長（田辺将裕） 7 番議員さんにお答えしたいと思います。

23 ページの12 の委託料、馬場ザクラの境界測量の委託料ということで17 万6,000 円出ております。

こちらについては、現在、馬場ザクラが植えてあるところが馬場の164 番地のほうになっているのですが、今、国の解除に向けて、県のほうの文化財課と協議をしておるところですが、その中で正確に境界を見つけたほうがいいということもありまして、今回、上げさせていただいたんですが、こちらについてはその馬場ザクラが植えてあるところの境界を明確にするときの境界測量ということで、今回上げさせていただいております。

以上です。

○議長（舘下憲一） ほかにございせんか。11 番。

○11 番（武田悦子） 13 ページの企画費の中の18 負担金、補助及び交付金でコミュニティー施設整備事業補助金、これは当初でもあって、また追加だというふうには思いますが、これはどのぐらい規模があるのか。

次が、17 ページの農林水産業費の中の農業振興費で①の農業機械等共同利用整備事業補助金、これも追加の部分ということですが、これはどのぐらいの、どういう形の規模があったのか。

そのページの一番下、商工費の中の観光費で、地域活性化企業人、2 つに分かれて入っておりますが、地域活性化企業人のこの今回のお仕事としては、村産品の開発や販路開拓などのためにというふうになっておりますが、具体的にどのようなことをしていただくのか。

19 ページの土木費、都市計画総務費の中の工業団地地域整備に要する経費で、工業団地の地質調査業務委託料、前回の調査を基に範囲を拡大してという、地域全体というのは、これはどこを示すのか。地域全体というのは、予定地とされているところ全体ということなのかどうか。それでいいのかどうか。

21 ページ、教育費の中の学校管理費でエアコン、大玉中学校の体育館にというお話でしたが、ほかの小学校の体育館等々はどのように考えていらっしゃるのか伺いま

す。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） 11番議員さんにお答えいたします。

13ページ、2、1、6、①コミュニティー施設整備事業補助金ですが、4月から除却の申請が1件ございまして、皆さん、ご存じの方がいらっしゃると思うんですが、定場集会所のほう、解体いたしました。そちらの突発的に、補助金満額支出したものですから、今後、夏場、最近は猛暑でございますので、元気づくり体操等で各地区の集会所を利用されている方がエアコンの申請に来るケースがかなり増えております。なので、そちらを見越しての300万円の補正計上としてございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11番議員さんにお答えいたします。

17ページ、農業振興に要する共通経費の18負担金及び補助金の中の農業機械共同利用整備事業、こちら108万6,000円の中身でございますが、3件の方より、こちら申請がございました。

機械につきましては、もみすり機であったり、色彩選別機、あとトラクターということになってございます。総額は1,000万円程度の事業費でございました。

続きまして、同じく17ページの商工の部分で、活性化企業人の部分でございますが、こちら2つに分かれているというところでございます。12委託料のほうに400万円、あと18負担金のほうでも、こちら610万円でございます。こちら、今回2名の採用を予定してございます。1名は企業派遣型、既に公社等に派遣されている方と同じような方式の方でございます。もう1名に関してまはシニア型と呼ばれてまして、企業を一度退職なさってから、ただ、いろいろ人脈だとか、そういったことがあるので、そういった方を雇用できるというような、採用できるというようなシステムがございまして、今回は企業派遣型とシニア型の二通りの方を想定してございまして、この金額でございます。

上の委託料の400万円の中身でございますが、このうちシニア型に関するものが200万円。200万円の中身につきましては、シニア型の報酬が100万円プラス旅費が100万円ということでございます。そのほか、残りの200万円につきましては、シニア型、企業派遣型、それぞれが発案、提案した事業に要する経費ということで、100万円、100万円を持たせてございます。

18負担金のほうの610万円に関しましては、企業派遣型に出すものでございます。

基本的には議員さんがおっしゃったとおり、村の特産品の開発だとか、既にある産品の掘り起こしや磨き上げ、そういったものをやっていただきまして、総合的に村の特産品のPRをする司令塔のような役割を担っていただきまして、ふるさと納税等のほうにもつなげていきたい、そのように考えてございます。

以上です。

○議長（館下憲一） 都市計画課長。

○参事兼都市計画課長（杉原 仁） 11番議員さんにお答えいたします。

19ページ、工業団地地質調査業務に関する質問でございます。

昨年度も地質調査を行いました。工業団地予定地の15.6ヘクタール、全体にバランスよくということで、機械ボーリング3孔を実施してございます。

そのポイント間をやはり200メートル以上離れているということで、今回、新たに3孔の機械ボーリングを行いたい。また、下位の今回8年度に基本設計に入っておりますので、もろもろのデータが必要というところで、CBR試験等も10か所ほど行っていきたいと考えてございます。

このボーリングの中では土の密度、あとは含有比などの試験も当然含まれた形での実施となります。地域全体かというところでは、地域全体3か所ほど機械ボーリングを行いたいといったものでございます。

以上でございます。

○議長（館下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 11番議員さんの質問にお答えいたします。

補正予算書20ページから21ページ、10、3、1の中学校費の関係の空調の関係で、今後の小中学校の予定ということでございました。

空調設備体育館については、近年の暑さ対策として重要なものと認識しております。今年度については、大玉中の体育館を実施するものですが、今後のことにつきまして、現在、中学校の武道館、さらには大山小学校の体育館、玉井小学校の体育館ということであるわけなんです。今現在、公共施設の検討委員会も実施しているところなんです。空調設備を設置するだけではなくて、古くなっているということがありますので、断熱材とかも必要になってくるのではないかとということで、その辺を調査研究しまして、場合によっては工事費が高額になって、例えば長期間考えたときに、建替えのほうがいいのではないかと、そういったことも考えられるので、まずは調査検討をして、設計費のほうを進められればと考えておりますので、まずは、例えば武道館のエアコンとか、できるものからという形になるかもしれませんが、今後、順番については要検討ということでご了解いただきたいと思います。以上です。

○議長（館下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 11番議員さんにお答えいたします。

今、部長のほうでお答えしましたが、可能性としての話の中で、そういうこともということです。建て替える予定は今のところはございません。

ですから、金額を調べて、断熱材をやったり、何かしたときに、そういうことも含めてということです。今のままでいくと建て替える予定があるというふうに誤解を受けると困りますので、そういう予定はないということを一応お伝えしておきます。

予定では、できるだけ早く小学校の体育館の冷暖房をつけたいと。来年度にもしっ

かりと事業化を進めてまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（舘下憲一） ほかにございませんか。 8 番。

○8 番（本多保夫） 17 ページ、農業振興に要する共通経費の中の 18 負担金及び交付金ということで、農業振興公社支援事業補助金 141 万円、この内訳ですか、何のための補助金なのか、事業補助なのか、その事業名をお願いします。

○議長（舘下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 8 番議員さんにお答えいたします。

17 ページの中段の農業振興費の中の 18 負担金の中の農業振興公社支援事業補助金でございますが、こちら、公社の事業に対する補助金ということでございます。

中身につきましては、こちら、ニンニクの試験栽培ということでございます。

以上でございます。

○議長（舘下憲一） 村長。

○村長（押山利一） 8 番議員さんにお答えいたします。

これは補助金ですので、事業主体は農業振興公社が、山麓、前からいろいろと要望がありました山麓での土地利用をどうするんだということで、村としても積極的に進めてまいりますという答弁をさせていただきましたが、山麓での特産品づくりということで、取りあえず振興公社に補助金を出して、振興公社がニンニクを作成をして、そして、地元の人には作業員として手伝っていただいて、スキルを上げていただいて、可能であればそこを地元のほうに何年か後には下ろして、そして産業化を進めていきたい。

ですから、これは第 1 弾ですので、この後に次の作物についてどうするかということも引き続き検討してまいりたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（舘下憲一） ほかにございませんか。 11 番。

○11 番（武田悦子） 17 ページの先ほどの地域活性化企業人、これ、上のシニア型と呼ばれる人の報酬が 100 万円、旅費が 100 万円、そのほかに事業経費として 100 万円、100 万円ということですよ。

この下の企業派遣型の人がやるときの事業もこちらの上のところに入っている。この上の人報酬 100 万円の人の勤務は、どの程度の勤務になるのですか。

企業派遣型の地域活性化企業人は、月の半分を勤務することみたいなのがありましたよね。このシニア型という方は、どのぐらいの勤務をされるのでしょうか。

○議長（舘下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） 11 番議員さんにお答えいたします。

17 ページの地域活性化企業人の部分でございます。

まず、一番最初のご質問の 400 万円の中身でございますが、400 万円の中の 200 万円がシニア型の報酬と旅費だと。それは間違いございません。そして、残りの 200 万円のうち、シニア型が発案するものが 100 万円、企業型の方が発案する

ものが１００万円。それで間違いございません。

また、シニア型、こちらの勤務内容でございますが、シニア型、こちらにつきましては、月４日以上かつ２０時間以上ということでございます。また、受入れ自治体における滞在日数は、月１日以上ということで決められてございます。

早口ですみませんでした。シニア型の勤務日数でございますが、月４日以上かつ月２０時間以上とは決められてございます。また、受入れ自治体における滞在日数を月１日以上にしなければならないということで、こちら決まっております。

以上です。

○議長（館下憲一） １１番。

○１１番（武田悦子） 確認したいんですけれども、このシニア型の人は、月４日以上、２０時間以上で、ここに滞在する、必ず泊まるというか滞在するのが１日以上というのは、ここに泊まるのが１日以上なくてはならないという意味、滞在というのは。

そうすると、４日のうち１日だけはいて、あとはもうどこからいらっしゃるかは分からないけれども、日中だけいて、お帰りになるでもオーケーということになるんですか。

○議長（館下憲一） 産業課長。

○産業課長（藤田良男） １１番議員さんにお答えいたします。

あくまで勤務日数というのは、大玉村で仕事しなければならないというわけではなくて、大玉村のために、このミッションのために、例えばほかの東京とか、そういったところで仕事をしてもいいし、または、こちらの打合せ等によって、それをオンラインで行ってもいい。

ただ、大玉村に必ずいなきゃならないというのは１日以上ということにはしてあるというふうなところで、いろんな人脈等を駆使して、そういったところに行って、自らこういった動いてくださる、大玉村のために働く時間というのが４日以上というふうなことで規定されているものでございます。

以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。 ７番。

○７番（松本 昇） １３ページの企画費の⑦再エネアグリプロジェクトか、その報償費のピーカンナッツ実証栽培協力者に１２万円となっているんですが、定植して何か月かになったと思うんですが、それは全部活着したのかと、その協力謝礼というのはどういうところにお支払いするのか伺いたいと思います。

○議長（館下憲一） 企画財政課長。

○企画財政課長（渡辺一樹） ７番議員さんにお答えいたします。

１３ページ、２、１、６、⑦再エネアグリプロジェクト事業に要する経費ですが、こちらピーカンナッツを３月下旬に３０本植樹いたしまして、確認しましたところ新芽が出てきまして、２９本は勢いがいいんですが、ちょっと勢いが弱いのが１本あります。

こちら今、電柵を回しまして、今後、植樹に協力していただきましたところの郷あ

だったら、こちらの事業所に年４回草刈り等をお世話になる予算、報償費でございます。
以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第３７号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食のため暫時休議いたします。再開は午後１時３０分といたします。

（午後０時０６分）

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 再開いたします。

１０番須藤軍蔵君が早退しましたので、ご報告いたします。

（午後１時３０分）

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第１０、議案第３８号「令和８年度大玉村国民健康保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第３８号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第１１、議案第３９号「令和８年度大玉村介護保険特別会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第３９号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第１２、議案第４０号「令和８年度大玉村水道事業会計補正予算について」を議題といたします。

質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４０号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇ ◇ ◇

○議長（館下憲一） 日程第１３、議案第４１号「大玉村立小中学校学習用タブレット端末購入に係る物品売買契約について」を議題といたします。

質疑を許します。６番。

○６番（斎藤信一） タブレットを交換するということで、従来のものよりちょっと大きくなるというお話なんですけれども、やはり落下したり、子どもたちの扱いが、大きくなるということで当然そういうリスクのほう、大きくなると思うんですけれども、ケースというんですか、衝撃用のケースとかそういったものは入っているんでしょう

か。

○議長（館下憲一） 教育部長。

○教育部長（後藤 隆） 6 番議員さんの質問にお答えいたします。

現在の i p a d より一回りほど大きいということで、ダイナブックのクロームブックを購入予定しています。

ケースについては含まれてはいないんですが、セパレート式ということで、折った状態から離して、外れて分離できるというタイプなので、場合によっては重さを半分にできるというメリットはございますが、ケースについては入ってはございません。

以上です。

○議長（館下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 4 1 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第 1 4、議案第 4 2 号「村道路線の認定について」を議題といたします。

質疑を許します。1 番。

○1 番（三瓶賢一） 1 番三瓶です。

この 2 つの路線が認定されたということで出ておりますけれども、1 番のほう、現場を私、見てきたんですが、1 番のほうは今は舗装されて、業者の方が開発中だということのようです。

ただ、幅員が 6 から 1 0 メートルと書いてあります。7 0 ページです。2 番のほうは、4 から 8 メートルということで、確かに見た感じ、草が生えていてどこが道路と畑の違いが分からない状態なものですから、その辺の違いについて、一つ確認とって質問します。

それと、あともう一つは、2 番のほうの薄黒内 5 号線のほうについては、どういう状態から路線認定されたのか。個人からの申出なのか、地元なのか、村のパトロール

なのか、その辺のところを分からないものですから質問します。

以上です。お願いします。

○議長（舘下憲一） 建設課長。

○建設課長（遠藤義紀） 1 番議員さんにお答えを申し上げます。

まず 1 つ目、道路の幅員に関してのご質問でございます。

行屋 2 号線は、6 メートルから 10 メートルということで、基本的な幅員は 6 メートルで、それプラス隅切りがラップ状になっている部分を含めて 10 メートルということで取扱いをさせていただいております。

薄黒内 5 号線につきましても、現況は舗装もされておらず、なかなか判断がしづらい部分かもしれませんが、こちらの路線は公図上で幅員 4 メートル、あと起点の隅切りが取られておりますので、基点部分で、公図上で 4 から 8 ということで、管理をしてございます。

2 つ目でございますが、こちらはこういった経過で村道認定をするんだということでございますけれども、こちらは住宅建築に伴って、建築基準法で定められている接道要件を満たすため、こちらは地元の区長さんと組長さんから必要であるという判断をされて申請書を受け取っての経過でございます。

以上です。

○議長（舘下憲一） ほかにございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（舘下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切りたいと思います。

質疑を打ち切るにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（舘下憲一） 異議なしと認めます。

本案について討論を省略し、採決するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（舘下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第 42 号を採決いたします。

本案を原案のとおり決定するにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（舘下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 日程第 15、議案第 43 号「大玉村農業委員会委員の任命について」を議題といたします。

ここで地方自治法第 117 条の除斥の規定により、9 番佐原佐百合君の退席を求めます。

（佐原佐百合議員 退席）

○議長（舘下憲一） 質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。
お諮りいたします。

本案について討論を省略し、採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、これより議案第４３号を採決いたします。

本案を原案のとおり同意することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり同意することに決定されました。

ここで、退席しておりました佐原佐百合君の復席を認めます。

（佐原佐百合議員 復席）

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第１６、陳情第４号「「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情について」を議題といたします。

本件について、付託いたしました総務文教常任委員会委員長から審査結果の報告を求めます。９番。

○総務文教常任委員会委員長（佐原佐百合） 総務文教常任委員会報告。

議長の命によりまして、総務文教常任委員会の審査結果を報告いたします。

去る６月１６日の本会議において、総務文教常任委員会に付託されました、陳情第４号「「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情について」を審査するため、６月１６日午前１１時２０分より大玉村役場第２委員会室において全委員が出席し、さらに参考意見の聴取のため総務部長に出席を求め、委員会を開催いたしました。

本陳情について、慎重に審議の上採決を行った結果、全委員一致をもって採択すべきものと決定いたしました。

以上のとおり、総務文教常任委員会に付託されました陳情についての審査結果の報告といたします。

令和８年６月１９日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

総務文教常任委員会委員長 佐 原 佐 百 合

○議長（館下憲一） ただいま総務文教常任委員会委員長からの報告が終わりました。
総務文教常任委員会委員長の報告に対する質疑を許します。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

陳情第４号「「地方財政の充実・強化を求める意見書」の提出を求める陳情について」を採決いたします。

本陳情に対する委員長の報告は採択です。

お諮りいたします。

本陳情について討論を省略し、委員長報告のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本陳情は、委員長報告のとおり決定しました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 日程第17、閉会中の継続調査申出についてを議題といたします。

議会運営委員会委員長から、会議規則第75条の規定に基づき、既にお配りいたしました申出書のとおり閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りいたします。

議会運営委員会委員長から申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、議会運営委員会委員長の申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定いたしました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 次に、追加議事日程を配付いたします。（追加議事日程 配付）

配付漏れはございませんか。（なし）

ただいまお手元に配付いたしましたとおり、議員発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」及び「議員派遣の件について」が提出されました。

お諮りいたします。

議員発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」及び「議員派遣の件について」をそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2とし、議題にしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（館下憲一） 異議なしと認めます。

よって、議員発議第7号及び議員派遣の件についてをそれぞれ順番に日程に追加し、追加日程第1から追加日程第2として議題とすることに決定しました。

◇

◇

◇

○議長（館下憲一） 追加日程第1 議員発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」を上程いたします。

提出者の趣旨説明を求めます。9番。

○9番（佐原佐百合） 議員発議第7号「地方財政の充実・強化を求める意見書について」

地方自治法第99条の規定により意見書を提出するため、別紙意見書案を会議規則第14条第1項の規定により提出します。

令和8年6月19日

大玉村議会議長 館 下 憲 一 殿

提出者 大玉村議会議員 佐 原 佐百合

賛成者 大玉村議会議員 松 本 昇

提出先 内閣総理大臣、総務大臣、財務大臣、厚生労働大臣、国土交通大臣、デジタル大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、衆議院議長、参議院議長

地方財政の充実・強化を求める意見書（案）

いま、地方公共団体には、急激な少子・高齢化に伴う社会保障制度の整備、子育て施策、人口減少下における地域活性化対策はもとより、DXの推進、脱炭素化、物価高騰対策など、極めて多岐にわたる新たな役割が求められている。加えて、多発化する大規模災害への対応も求められる中、地方公共サービスを担う人員は圧倒的に不足しており、職場における疲弊感は日々深刻化している。

政府はこれまで「骨太方針」に基づき、地方一般財源の前年度水準を確保する姿勢を示してきた。しかし、物価高騰や資材・労務費の上昇による行政コストの増大、さらには慢性する人員不足を踏まえると、今後も引き続き一般財源総額の確保が求められる。

2026年度地方財政計画は、物価高や人件費の増大に対応する内容となっているが、2027年度政府予算及び地方財政の検討にあたっても、物価高騰や賃金上昇に伴う行政コストの増大を的確に反映し、社会全体で求められている賃金引き上げ基調と相応する人件費の確保をはじめ、一般財源総額のさらなる充実が図られる地方財政を実現するよう、以下の事項を求める。

記

1. 社会保障の充実、地域活性化、自治体DX、脱炭素化、物価高騰対策、教育の無償化、防災・減災、地域公共交通の再構築など、増大する地方公共団体の財政需要を的確に把握するとともに、それを支える人件費を重視しつつ、現行の水準にとどまらない、より積極的な地方財源の確保・充実を図ること。

2. とりわけ、子育て対策、地域医療の確保、介護や生活困窮者の自立支援など、より高まりつつある社会保障ニーズが自治体の一般行政経費を圧迫していることから、引き続き、地方単独事業分も含めた、十分な社会保障経費の拡充を図ること。加えて、これらの分野を支える人材確保に向けた自治体の取り組みを十分に支える財政措置を講じること。

3. 地方交付税の法定率を引き上げるなどし、引き続き臨時財政対策債に頼らない、より自律的な地方財政の確立に取り組むこと。また、地域間の財源偏在性の是正に向けては、所得税や偏在性がより小さい消費税を対象に、国税から地方税への税源移譲を行うなど、より抜本的な改善を行うこと。

4. 政府として減税政策を検討する際は、地方財政を棄損することがなきよう、あらかじめ「国と地方の協議の場」を活用するなどし、特段の配慮を行うとともに、地

方財政への影響が想定される場合は、確実にその補填を行うこと。

５．「地方創生推進費」として確保されている１兆円については、現行の財政需要において不可欠な規模であることから、恒久的財源としてより明確に位置付けること。

６．会計年度任用職員のさらなる処遇改善のため、十分な財政措置を講じること。

７．２０２７年度の給与改定に備え、十分な給与改定費等を措置すること。

８．自治体業務システムの標準化・共通化については、システム移行によって増額した各種経費について、国の責任において必要な財源を補填すること。また、戸籍等への記載事項における「氏名の振り仮名」の法制化や、マイナンバーカードを基盤とした健康保険証・運転免許証との機能統合、自治体のサイバーセキュリティ対策強化など、自治体ＤＸに伴うシステム改修や事務負担、人件費の増大が想定される際は、十分な財政支援を行うこと。

９．地域の活性化に向けて、その存在意義が改めて重視されている地域公共交通について、公共交通専任担当者の確保を支援するとともに、こども・子育て政策と同様、普通交付税の個別算定項目に位置付け、一層の施策充実を図ること。

１０．地域医療を安定的に確保する観点から、物価高騰等の影響を踏まえ、公立病院に対する十分な財政支援を講じること。

１１．人口減少に直面する小規模自治体を支援するため、段階補正を拡充するなど、地方交付税の財源保障機能・財政調整機能の強化を図ること。

１２．自治体を実施する事業において、労務費の適切な価格転嫁が果たされるよう、引き続き、必要な財政支援を行うこと。

以上、地方自治法第９９条の規定により意見書を提出する。

令和８年６月１９日

福島県安達郡大玉村議会議長 舘 下 憲 一

以上です。よろしくお願いします。

○議長（舘下憲一） 議員発議第７号の趣旨説明が終わりました。

提出者に対する質疑を許します。質疑ございませんか。

（「質疑なし」という声あり）

○議長（舘下憲一） 質疑がないようですので、質疑を打ち切ります。

これより採決いたします。

議員発議第７号について採決いたします。

本案について討論を省略し、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」という声あり）

○議長（舘下憲一） 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◇

◇

○議長（舘下憲一） 追加日程第２、議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

議員派遣の件については、お手元に配付のとおり派遣することにしたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

○議長(館下憲一) 異議なしと認めます。

したがって、議員派遣の件は、お手元に配付いたしましたとおり派遣することに決定しました。

◇

◇

◇

○議長(館下憲一) 以上で、今期定例会に付議されました議案の審議は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、令和8年第3回大玉村議会定例会を閉会いたします。ご苦労さまでした。

(午後1時54分)